

日本臨床心理士会会長
村瀬嘉代子 殿

公認心理師案要綱骨子（案）についての

意見書

臨床心理士の職業的専門性と資格を考える有志の会 代表 平井正三

私たち「臨床心理士の職業的専門性と資格を考える有志の会」（以下、「有志の会」と略）は、日本臨床心理士会執行部が臨床心理職の国家資格法制化を進めるにあたって、一般会員の職業人生を左右する、こうした重大な決定は一般会員の納得のいくプロセス（「インフォームド・コンセント」）を経て行われるべきであると主張してきました。具体的には、国家資格案について一般会員に十分な情報を周知し、公開の場での自由な議論を尽くすこと、そしてそのうえで全員投票での決議を要望する要望書を作成し、1080筆の臨床心理士の署名を集めることができ、昨年8月21日と12月21日に日本臨床心理士会に提出しました。

残念ながら、こうした多くの一般会員の支持を集めた、私たち「有志の会」の要望書の要望の殆どは、日本臨床心理士会執行部によって実行されることはなく現在に至っています。私たちの要望書に対する、日本臨床心理士会の回答の重要な骨子は、日本臨床心理士会としては会報やホームページ等で国会資格に関する情報を繰り返し流しており、各地で説明会も開いているということでした。この際に、一般会員に周知してきたのは、日本臨床心理士会が進めているのは「三団体要望書（三団体案）」であるというものでした。つまりこの「三団体案」が、日本臨床心理士会が会員に周知し、その支持を得ていると主張してきた案です。

ところが、いざ「公認心理師案要綱骨子（案）」が公開されてみると、その中には、「三団体案」とは極めて重要な点での変更が加えられています。

三団体案には以下のように記載されています。

「4. 他専門職との連携：業務を行なうにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。」

ところが、4月25日の日本臨床心理士会「資格問題の諸情報・電子版速報 No.15」に掲載されている「公認心理師法案要綱骨子（案）」においては、

「3 関係者との連携等

② 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係

る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならないこと。」

というように、「三団体案」では、「医療提供施設」に限定されていた「医師の指示」条項が、「法案要綱骨子（案）」では、場の限定がなされていません。

このように「医師の指示」条項が医療機関外にも適用される恐れについては、私たちの呼びかけで、京都、東京、名古屋、札幌、福岡と各地で臨床心理士が集まり資格について討議する会が設けられた際に常に私たち臨床心理士の専門性を脅かしかねない、最重要な懸念の一つとして繰り返し口にされていました。さらに、日本臨床心理士会資格法制化チームが各地の都道府県臨床心理士会で行った心理師案の説明会で、資格法制化チームは「医療機関外では医師の指示は適用されない」と明言しています。さらに、昨年8月2日に日本臨床心理士会ホームページに公表された「国家資格問題 Q&A」では、以下のように書かれています。

「Q13：「心理師（仮称）」は医師の指示を受けるのでしょうか？」

A13：2005年に策定された「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」には、＜臨床心理士＞は医療提供施設では医師の指示を受ける、となっています。当時の交渉の中で、「日本臨床心理士会」としてもこのことは了承した経緯があります。「心理師（仮称）」の要望書でも、同様の規定を提案しています。医療を受けているクライアントが医療機関外で、心理職による心理支援を受ける場合は、その医療機関の主治医と医療機関外の心理職との関係は「連携」、「協働」という関係になると考えられます。」

さて、この医療機関外での医師の指示条項が「法案骨子（案）」に盛り込まれていることの懸念を、日本臨床心理士養成大学院協議会が「意見書」として5月10日に公表しています。以下にその要旨を抜粋します。

1 これまで資格に関する法律の中で使われている「医師の指示」という文言との間に大きな齟齬が生じ、法令間で著しい混乱を招くおそれがあり、

国民に不利益をもたらします。

2 心理的支援は、その基本原理から見て第三者の指示によって行うことができません。

3 医師の指示は、医療領域以外での臨床心理士等の心理職の心理的支援を大きく制限・抑制することになります。

4 臨床心理士等の心理職の国家資格化が求められる背景には、いろいろなところで臨床心理士が公的に任用されていることでもわかる通り、社会的なニーズが大きくなっていることがあると考えられます。しかし、それだけでなく、精神障害者の人権の擁護や社会適応についての国際的な勧告に基づいて、精神保健福祉法が改正される度に附帯事項として常

に求められてきたものでもあります。ところが、法令上、医師の指示の規定があることは、時に心理職による心理的支援の中立性を損なうおそれもあり、心理職の国家認定や法制化の趣旨にそぐわなくなる可能性があります。

私たち「有志の会」は、日本臨床心理士養成大学院協議会の上記の意見に全面的に賛同します。また、「有志の会」の要望書に署名していただいた1080名の他、多くの臨床心理士も私たちと同じ意見であると確信しています。特に、一般臨床心理士としては、「意見」の3の部分の問題であり、医師の指示条項が医療機関外に適用されれば、心理職の心理的支援の専門性が大きく損なわれる可能性があることが強く懸念されます。

このように医療機関外での医師の指示条項が法案に盛り込まれるということは、心理職の専門性の根幹を揺るがす危険性があると多くの臨床心理士は理解しており、先ほど述べたようにこれまでの三団体案についての様々な説明会等で指摘されてきたことであります。

このような経緯を踏まえれば、日本臨床心理士会執行部が、「公認心理師法案要綱骨子(案)」が医師の指示条項を指導や連携に変更することなく進められていくことを受け入れるのであれば、それは一般会員の専門職としての利益を大きく損なう可能性があり、日本臨床心理士会執行部は会員の信任を著しく毀損する行為であると言わざるを得ません。

以上のことから、私たち「有志の会」は、日本臨床心理士会が「公認心理師法案」において医療機関外での医師の指示条項を指導もしくは連携に変更することを要望するようお願いいたします。さらに、もしそれが受け入れられないのであれば、本法案への支持を撤回するように要望いたします。